

千葉県報

定例
令和8年6月9日

第14150号

報

県

葉

千

令和8年6月9日(火曜日)

主要目次

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
- 中型まき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 都市計画道路事業の認可
- 道路の供用開始
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(三件)

告示

告示

千葉県告示第三百十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和七年千葉県告示第三百十五号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和八年六月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 佐倉市石川字熊野堂五九一番一の一、太田字熊ノ堂二、〇八番一の一及び六崎字熊野堂一、六二一番五の一(別図のとおり)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、中型まき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和八年六月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

制限措置の内容

その一

1 漁業種類

中型まき網漁業(一そうまき)

2 船舶の総トン数

五トン以上二の期間において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、二の期間において許可又は起業の認可を有しない場合は、五トン以上四十トン(南房総市野島埼灯台正南の線以東の千葉県海面にあつては、十五トン)未満の範囲で、従前の合計許可証総トン数(中型まき網漁業(一そうまき及び二そうまき)の合計をいう。以下同じ。)を超えない合計許可証総トン数となる総トン数以下。

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 漁業時期

周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
銚子市地先から富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が銚子市から富津市までの区域にある者	四隻
館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者	四隻
南房総市野島埼灯台正南の線から富津	千葉県内に住所を有	一隻

市富津岬突端（北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点）、第一海堡中心点（北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点）、第二海堡中心点（北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点）、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面

し、かつ、船舶根拠地が銚子市から富津市までの区域にある者

十隻

その二

1 漁業種類

中型まき網漁業（二そうまき）

2 船舶の総トン数

五トン以上二の期間において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、二の期間において許可又は起業の認可を有しない場合は、五トン以上四十トン（南房総市野島崎灯台正南の線以東の千葉県海面にあつては、十五トン）未満の範囲で、従前の合計許可総トン数を超えない合計許可総トン数となる総トン数以下。

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 漁業時期

周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域

銚子市地先から富津市富津岬突端（北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点）、第一海堡中心点（北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点）、第二海堡中心点（北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒東経百三十九度四十四分三十一

漁業を営む者の資格

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が銚子市から富津市までの区域にある者

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

三十二隻

秒の点）、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面

館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者

十隻

千葉県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和八年六月九日

一 施行者の名称

船橋市

千葉県知事 熊谷 俊 人

二 都市計画事業の種類及び名称

船橋都市計画道路事業三・三・七号南本町馬込町線ほか二線

三 事業施行期間

令和八年六月九日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 船橋市南本町、湊町二丁目、海神一丁目並びに本町一丁目及び二丁目地

内

使用の部分 なし

千葉県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年六月九日

日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和八年六月九日から三週間、縦覧に供する。

令和八年六月九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
県道千葉茂原線	長生郡長柄町六地藏字勝古沢二一八番一〇地先から二一

八番一地先まで

特 定 調 達 公 告

【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年6月9日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年6月9日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年6月9日

千葉県知事 熊谷 俊 人

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

二四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八